

○内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧（令和6年3月現在、令和6年7月以降）

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和6年3月現在	令和6年7月10日以降		
東京国税局	東京都	小石川、本郷、東京上野 浅草、本所、向島	小石川、本郷、東京上野 浅草、本所、向島	東京国税局業務センター	〒110-8655 台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎 東京国税局業務センター
		麹町、神田、日本橋 京橋、杉並、荻窪	麹町、神田、日本橋、京橋、 四谷、新宿 大森、雪谷、蒲田、中野 、杉並、荻窪	東京国税局業務センター 大手町分室	〒100-8156 千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館 東京国税局業務センター大手町分室
		渋谷	渋谷	東京国税局業務センター 渋谷分室	〒150-8060 渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎 東京国税局業務センター渋谷分室
		芝	芝	東京国税局業務センター 芝分室	〒108-8412 港区芝5丁目8番1号 東京国税局業務センター芝分室
		足立、西新井、葛飾	足立、西新井、葛飾	東京国税局業務センター 葛飾分室	〒124-8705 葛飾区立石8丁目31番6号 東京国税局業務センター葛飾分室
		武蔵府中、日野	八王子、青梅、武蔵府中、日野	東京国税局業務センター 武蔵府中分室	〒183-8510 府中市本町4丁目2番地 東京国税局業務センター武蔵府中分室
		江東西、江東東	江東西、江東東	東京国税局業務センター 江東東分室	〒136-8506 江東区亀戸2丁目17番8号 東京国税局業務センター江東東分室
	山梨県	甲府、山梨、大月、鰐沢	甲府、山梨、大月、鰐沢	東京国税局業務センター 甲府分室	〒400-8541 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎 東京国税局業務センター甲府分室
神奈川県		鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南	東京国税局業務センター 横浜南分室	〒236-8551 横浜市金沢区並木3丁目2番9号 東京国税局業務センター横浜南分室
		川崎南、川崎北	川崎南、川崎北	東京国税局業務センター 川崎南分室	〒210-8606 川崎市川崎区櫻町3番18 東京国税局業務センター川崎南分室
		平塚、藤沢	平塚、藤沢	東京国税局業務センター 平塚分室	〒254-8534 平塚市浅間町9番1号 東京国税局業務センター平塚分室
	千葉県	千葉東、千葉南、千葉西、市川 船橋、茂原、東金	千葉東、千葉南、千葉西、市川 船橋、 館山、木更津 、茂原、東金	東京国税局業務センター 千葉西分室	〒262-8507 千葉市花見川区武石町1丁目520番地 東京国税局業務センター千葉西分室

注 下線太字は、令和6年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署を示す。